

法学府

I	教育水準	教育 8-2
II	質の向上度	教育 8-4

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、教員数は適切な状況にあるほか、教員配置もバランスが取れている。入学定員充足率についても特に問題のない状況であるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、活発なファカルティ・ディベロップメント（FD）といった教育改善に向けて取り組む体制を確立するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法学府の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、法学府が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

2. 教育内容

期待される水準を上回る

[判断理由]

「教育課程の編成」については、大学院博士後期課程においては、博士論文を完成させるための有機的な編成になっており、また、大学院博士前期課程においては、コース別に的確な編成をするなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、英語コース（LL.M.コース他）などの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、法学府の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、法学府が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

3. 教育方法

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、授業科目を体系的に展開するとともに、学生の指導も充実するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、主体的学習を促す、人的努力（例えばガイダンス）や物的設備を整えるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法学府の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、法学府が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

4. 学業の成果

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、単位修得状況、修了状況が一定の水準にあるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、学生による評価及びその結果を取り入れるシステムが必ずしも十分とはいえないが、等価なことがインフォーマルに行われており、おおむね良好であると推察されるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法学府の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、法学府が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

5. 進路・就職の状況

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、多くの学生が、卒業後は関連職務に従事しているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、就職先の関係者等外部からの情報を組織的に収集することがなされていないが、関係者である卒業生からの評価が一定の水準に達しているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法学府の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、法学府が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

II 質の向上度

1. 質の向上度

相応に改善、向上している

当該組織から示された事例は2件であり、そのすべてが、「大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している」または「相応に改善、向上している」と判断された。